

## 第 16 回黒潮町農業委員会議事録

1. 日 時 令和 2 年 6 月 4 日 (木) 午後 2 時 00 分～午後 2 時 42 分
2. 会 場 黒潮町役場大方本庁舎 3 階 中会議室
3. 出席委員 **【農業委員】** (14 人)  
1 番 小谷健児、2 番 野坂賢思、3 番 藤田清子、4 番 藤原 忍、  
5 番 濱口佳史、6 番 山中 譲、7 番 金子孝子、8 番 伊芸精一、  
9 番 松本昌子、10 番 敷地智也、11 番 酒井幸男、12 番 福留康弘、  
13 番 ハジィフ泉、14 番 吉尾好市  
**【推進委員】** (5 人)  
1 番 大石正幸、2 番 弘瀬正彦、5 番 小橋誠一、6 番 尾崎澄夫、  
7 番 福井正一  
(事務局：事務局長 川村雅志、書記 宮地洋)
4. 欠席委員 **【農業委員】** (0 人)  
**【推進委員】** (2 人) 3 番 平野幸敏、4 番 宮川建作
5. 議事日程
  - (1) 出席委員の確認及び議事録署名委員の指名
  - (2) 各議案の審議  
  
議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請 (農業委員会会長許可) について (2 件)  
議案第 2 号 非農地証明について (2 件)  
議案第 3 号 形状変更に関する届出の報告 (1 件)
  - (3) その他の討議・報告事項について  
  
○その他

## 議 長

それでは、時間も来ましたし予定の人員もそろいましたので、6月の定例会を始めたいと思います。

また、コロナウイルスも高知県内では幸いに1カ月以上感染者なしということで、今のところは落ち着いておりますが、これからまた人出が増えるとともにどんなことがあるかも分かりませんので、再度注意をお願いしたいと思います。

また、ながせに入りましてむしむしと暑い時期が続きますので、くれぐれも熱中症等には気を付けて作業をしていただきたいと思います。

それでは、早速始めたいと思いますが。

今日の欠席者は2名でございます、平野さんと、宮川君ということで2名が欠席ですが、成立をしておりますので早速始めますが。

今日の議事録署名人は、濱口君と、それから山中君をお願いしたいと思います。

それでは、早速議事に入りたいと思います。

それでは、議案第1号、農地法第3条許可申請について2件出ております。

1番より、事務局、説明をお願いします。

## 事務局

それでは、議案書1ページをご覧ください。

議案第1号、農地法の第3条の規定により許可申請が、今回2件出てきております。

まず、1件目を説明いたします。

譲渡人、〇〇〇〇さん。譲受人、〇〇〇〇さん。

申請地、黒潮町馬荷字畦地1187番、田218㎡。同じく、字畦地1189番、田462㎡。

理由としましては、所有権移転・売買で、許可あり次第、所有権の移転をしたいということになっております。

資料は2ページ以降をご覧ください。

いつものように地図を付けさせてもらっています。

馬荷の集落で一番奥の、福堂の地区になります。福堂の集会所から対岸になります。譲受人の〇〇〇〇さんのご自宅のすぐ横になります。

3ページをご覧ください。

譲受人の〇〇〇〇さんのお隣のたねになります。ちょっとした棚田のような形の田んぼとなっております。

4ページが詳細となっております。2筆ございますが、1筆の①番、4ページの①番の方が階段状に1筆がなっておりますので、3段にあるような形の所となっております。

5ページが切り図、6ページが町道側から遠景で撮った、現状の写真となっております。

ます。階段状に3段ございます。

②番の1189番の田については、現在、耕作の方がどうもできていないようでちょっと草が生えたような所になっておるので、今回、使用権移転した後に田んぼをやりたいということになっております。

最後の7ページをご覧ください。調査書の方をご説明いたします。

譲受人、〇〇〇〇さん、譲渡し人、〇〇〇〇さん。

第2項第1号の全部効率の利用につきましては、譲受人、〇〇〇〇さんの県営農地はすべて耕作されており、農作業に従事する状況等から見て、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれます。

農作業の従事者としては、ご本人さんと奥さんとなっております。

所有機械としては、トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台、軽トラック1台となっております。

続いて、第2項第2号の農業生産法人以外の法人としては、譲受人は個人であり、適用はありません。

第2項第3号の信託につきましても、こちらは信託ではないので適用はございません。

第2項第4号の農作業常時従事としては、譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれるということで、年間200日の農作業従事日数として、黒潮町の下限日数を割ることはございません。

第2項第5号の下限面積につきましては、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は黒潮町の下限面積30aを超えるということで、今回の取得分を含めて1万1,089.3㎡、110.893aということで、下限面積を割りません。

第2項第6号の転貸の禁止につきましては、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であることから、転貸には該当はいたしません。

最後に、第2項第7号の地域調和としまして、所有権移転後は水稻の栽培を予定するため、周辺農地への影響ないと考えます。

また、こちらは農用地区域外の農地となっております、利用権の設定もございません。

事務局からは以上です。

議 長

今、事務局の方より説明が終わりました。

担当委員さんの方で何かあれば。

〇〇委員

実は、事務局の方で詳しい説明がありましたが、この〇〇〇〇は私のいところなので。愛媛県の住所になっておりますが、本当は馬荷へもう帰ってきております。現在は。

ほんで、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんはもう話し合うて土地の単価まで決めて、十分検討をして納得いっちょるそうです。

で、皆さんの賛成をお願いしたいというあれをいただいておりますので、よろしくをお願いします。

議 長

今、〇〇さんの方からも、何とぞよろしくをお願いしますということでございますが。

この件につきまして何か質疑・質問等ありましたら、挙手をお願いします。

これ、〇〇さん、この写真で見る限りでは、何かこう畑のような気がするがやけど、これ田んぼになるが？田んぼにはできそうなが？

〇〇委員

なるなる。田んぼにはなりますので。

議 長

はい、分かりました。何かありませんかね。

(質疑等なし)

ないようでしたら、承認を受けたいと思います。

第3条申請の1番につきまして承認をされます方、挙手をお願いします。

挙手全員でございます。

3条許可申請の1番につきましては承認をされました。

続きまして、第3条許可申請の2番、事務局よりお願いします。

事務局

それでは、再び1ページをご覧ください。

議案第1号の2件目を説明いたします。

まず初めに、2件目の説明の前に譲受人の方の変更がございましたので、ご説明をいたします。

事前に資料を配布させていただいたときには譲受人は〇〇〇〇さんになっておりましたが、直前になりまして〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんの息子さんの方で登記を行いたいということで申し出がありましたので、息子さんの方で変更をさせていただきます。

それでは、譲渡人、〇〇〇〇さん。譲受人、〇〇〇〇さん。

申請地としましては、黒潮町入野字平成7144番、畑288㎡。

理由としましては、先ほどと同じく、所有権移転・売買での許可あり次第、所有権を移転するという事になっております。

資料は8ページ以降をご覧ください。

それでは、8ページに位置図を載せております。大方中学校の裏側の早咲地区の国営平成団地になります。錦野団地のすぐ裏側の小高い丘の所にある農地となって

おります。

9 ページが住宅地図で、10 ページが詳細な拡大図となっております。

11 ページが公図、12 ページが現況の写真となっております。

現在は、露地ショウガの苗を植え付けたばかりで、隣接の農地と併せて今栽培をしておりますので1筆に見えるかもしれませんが、土地としては2筆ございますので。点線で囲った部分が今回の対象の農地となっております。

続きまして13 ページ、調査書の方のご説明をさせていただきます。

譲受人、〇〇〇〇さん、譲渡人、〇〇〇〇さん。

第2項第1号の全部効率利用につきましては、譲受人の県営農地はすべて耕作されており、農作業に従事する状況から見て、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれます。

農作業の従事者としましては、本人、あとお父さん、そしてお母さん。本人と父と母になります。

所有機械としましては、トラクター1台、耕運機1台、コンバイン1台、田植機1台、乾燥機2台。

第2項第2号の農業生産法人以外の法人としましては、譲受人は個人であり、適用はありません。

第2項第3号の信託につきましては、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号の農作業の常時従事としましては、譲受人、〇〇〇〇さんの日数は年間300日ということになっておりますので、下限日数を割ることはございません。

第2項第5号の下限面積としましては、譲受人は耕作の事業に供すべき農地は黒潮町の下限面積の30aを超えるということで、今回の取得分を含めまして5,468㎡、54.68aということで、下限面積を割りません。

第2項第6号の転貸の禁止につきましても、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であることから、転貸には該当はいたしません。

最後に、第2項第7号の地域調和としましては、所有権移転後はショウガ、露地です。の栽培を予定するため、周辺農地への影響はないと考えます。

また、こちらに関しましては国内の平成団地の中の農地としまして、農用地区域には入っております。利用権の設定はございません。

事務局からは以上です。

議 長

今、事務局の方より説明が終わりましたが。

担当委員さんの方で補足説明あれば、お願いいたします。

〇〇委員

現地、これ12ページ見ていただいたら、この見地に〇〇さんと一緒に見に行つて、

これでもうショウガの芽が出始めていました。

それで、本人は今、露地ショウガに力を入れておりまして、規模拡大を狙って毎日、農作業に励んでおります。

それで、この申請地も現在の所有者と話ができておって、早く。本当は4月ごろに農業委員会に挙げる予定やったんやけど、ちょっと手続きが、司法書士さんの人とのうまく話ができてなくて、今回の農業委員の方へ提出することになりましたので、どうぞよろしくをお願いします。

議 長

今、担当委員さんの方からも補足説明がありました。

これは、今までのこの人が作りよったわけ？

〇〇委員

いや、荒地みたいな。

議 長

ああ、そうか。

〇〇委員

ほんで大きな機械を持っていますんで、トラクターで開墾して。開墾いうか、すごい草もつれ。

議 長

荒れたところを作ってくれるということで、我々にとってはいいと思いますが。

この件につきまして何か質疑・質問等あれば、お願いします。

ありませんかね。

〇〇委員

譲渡人は誰？

事務局

〇〇〇〇さんです。

議 長

〇〇さん、いいですかね。

ほかに何かないですかね。

(質疑等なし)

ないようでしたら、3条合申請の2番につきましても承認を受けたいと思います。

承認されます方、挙手をお願いします。

挙手全員でございます。

3条許可申請2番も承認をされました。

続きまして、議案第2号、非農地証明願につきまして、2件出ております。

1番より説明をお願いします。

事務局

それでは、再び1ページをご覧ください。

議案第2号、非農地証明願が今回2件出てきております。

まず1件目、願出人、〇〇〇〇さん。願出地としましては、黒潮町浮鞭字西ヤモウヂ502番1、田374㎡。

届け出の理由としましては、昭和50年に自動車整備工場として転用許可を得ていましたが、その後登記手続き・地目変更せずに現在に至ったためとなっております。

資料は14ページ以降をご覧ください。

今回の申請の場所は、大方誠心園の下、国道沿いの〇〇〇〇さんの建物が建っている土地となっております。15ページの住宅地図を見ただけでしたら、まさしく〇〇〇〇さんの建物の敷地です。

隣の16ページを見ただけですと、拡大した航空写真ですのでこちらの方がはっきり分かりやすいと思います。国道沿いの工場の一画となっております。

17ページが公図となっております。

18ページが現況の写真となっております。

補足に、こちらは農用地区域外の、利用権設定も当然ございません。

事務局からは以上です。

議長

今、事務局の方より説明がありました。

担当委員さんの方で補足説明あれば、お願いをいたします。

〇〇委員

今、事務局が言ったとおり、別段意見としてはありませんが。

ただ、これは〇〇〇〇です。もう50年ぐらい前から自動車工場を出てやっておりますので。

ただ、登記、名目変更だけしてないということでもありますので、よろしく願いいたします。

議長

今、担当委員さんの方から、もうずっと以前から宅地のような状態ということでございますが。

この件につきまして何か質疑・質問ある方、挙手願います。

〇〇委員

この願い出の理由に転用許可を得ていたということは、〈聴き取り不能〉があって転用許可があったと。足っていたということですかね？

事務局

そうですね、ご本人さんはもうだいぶ前なので許可証がもうなくなっているということ。

で、転用の許可手続きは、許可は出ていて工場を建てたんですけど、結局その後の法務局への手続き、結局農地からほかの宅地とかそういった形に手続きをすることをやらずにそのままになっちゃったので、今回結局もう非農地証明でということでの申請で。

〇〇委員

転用許可証がなかったら法務局ができんけん、もう一回かけたということですか？

事務局

結局ですね、もう非農地証明で。

もう今、この段階でその転用の許可ということはもう出せないで、結局もう、いったん許可を得てるんですけどあまりにも古過ぎるので、時間がたち過ぎて。で、もう非農地でということでの申請ですね。

〇〇委員

何回も出すことはないと思うがやけど、ただ法務局行ったらええということじゃないかなと思ったので、質問しました。

事務局

結局、法務局はうちの非農地証明がないと、ほかの地目に結局変えれないということですね。

〇〇委員

はい、分かりました。

〇〇委員

その地目変更をするに、何年ぐらいに有効なもんです？

早めに出した方がええいうか。

事務局

うちの農業委員会で、結局は皆さんがこの定例会で決済は皆さんが議決する形になりますので。

ただ、ひとまず事務局としてのかっちりしたものはないがですけれども、大体その非農地というのがその案件ごとでやはり簡単に出来るような所もあれば、なかなかちょっと難しいという所もありますので。

ひとまず基準としての年数はやはりもう農地、田んぼでも畑でも大体 10 年とか 15 年ぐらいがもう作られていなかった状態だったら、まあ非農地証明、事務局として皆さんに諮ることができるのかなとは。一つの基準ですね。

ただ、もう 10 年・15 年、それ以上必要な場合もあるかもしれませんが、その場所によってちょっと事務局も、やはり 15 年・10 年たったけん出せるとは思っていないので。ひとまずの基準としては、年数は大体それぐらいですね。

議 長



大体、基準というものはないにしても、誰が見てもこれが農地に復元は不可能やねということになったら、その非農地証明はかまんと思います。

で、以前、田野浦の方で出ちゃったと思いますけど、もうずっと前から荒らしちゃったがやけんど、その本人はもうおらんがやけんど、奥さんのだんなさんが草刈ったり何だりしよって、まだ田んぼとしての機能を維持しちようということで非証明願が出ちゃったけんど取り下げになったという例もありますんで。

一応、誰が見てもこれはもう農地としては復元不可能やねというような、まあそんなとこやないろうかと思うがやけど。何年という基準はないと思います。

事務局

事務局から、あと補足説明で。

その非農地証明を出す出さないという基準の中で、今のひとまずの目安の10年とか15年のその年数もありますけど、まずは基本的に農用地区域ですね。農振法の中でのその農用地区域内に入ってる所は原則、非農地証明が出せません。もうどんな時間たっちゃっても縛りがあるので。

その農用地区域というのは、今後農用地として残していくという、ひとまず基準で決められたエリアがあるので。中には、やはり山の中とか、今はもう山林になったようなところも入ってますけど、ひとまず農用地区域で縛られてますので、原則そこはもう農業委員会も毎回非農地証明が出るたびに確認をしてますけど、そこに入っちゃったら原則出せません。

もしどうしても非農地証明を出してほしいとなると、ちょっと担当が代わりますけど農業振興係の方が今やりよりますけど、農用地区域の除外というのを県の同意、手続きが大体半年から10カ月ぐらいかかって、そのエリアを外して県の同意を得た上で、それからやっと非農地証明への申請という形になるので、まずは農用地区域に入ってるか入ってないかで、非農地証明がまず出せるか出せないかになります。

あと目安としても、先ほど言った10年とか15年が基準ですけど、中にはやはり田んぼもやめて、今草ぼうぼうになってもうそろそろ10年ばあたつけんといってもですね、地元の地区子要望で、その田んぼへの用水路の土砂らを取ってくれとか、そういった要望がある場合もあります。そういった場合にはやはり地区要望を大事にしますので、農業委員会として農地を守るというかそういった方での農業委員会の方針なので、結局、用水の方の土砂を取ってくださいという方を優先的に、区要望が挙がってきたら、残念ながらまだ地区からこういった要望で来てるので農地をまだ田んぼとか畑に復元したいという思いがあるということにしていますので、そういった場合は非農地証明は出せません、ということで説明させてもらっております。

ですので、いったん事務局にちょっとご相談していただいたらいいと思います。

議長

〇〇さん、いいですかね。

〇〇委員

はい。

議 長

〇〇さん、ちょっとお聞きしますが。

このヤモウヂいうところになってますけど、あそこは、これは国営とは関係ないところですか？

〇〇委員

ない。

議 長

はい、分かりました。

この件について、ほかに何かありませんかね。

(質疑等なし)

特にないようでしたら、承認を受けたいと思います。

非農地証明願の1番につきまして承認をされます方、挙手をお願いします。

挙手全員でございます。

非農地証明願の1番につきましては承認をされました。

続きまして、非農地証明願2番、お願いします。

事務局

それでは、再び1ページをご覧ください。

議案第2号、非農地証明の2件目を説明させていただきます。

願出人、〇〇〇〇さん。

願出地、黒潮町田野浦字横瀬屋式1537番4、畑3.3㎡。

願出の理由としましては、「昭和55年ごろに隣接地へ倉庫を建設し」となっておりますが、実際、後で訂正させていただきます。もうこの場所に倉庫が建っております。現在の状況に至っているためということで。

資料は19ページ以降をご覧ください。

19ページをご覧くださいましたら、田野浦地区のカンマという地区の、本当の田野浦の集落の街中の中の、町道沿いの一画となっております。

住宅地図で見いただきますと、田野浦地区の〇〇〇〇さんの今回願出人の家のすぐお隣になります。もう本当の町道沿いの、倉庫の一画になります。

21ページが詳細図ですが、実際、皆さんにお配りしましたこの21ページの場所が、この後訂正をさせていただきます。

21ページはちょっと場所が間違っておりまして、本当の場所は21ページ、この説明書きを手書きしてるすぐ横に、左に赤い屋根があります。これが倉庫で、この一画になります。

22ページが公図となっております、23ページは現況の写真ですが、ちょっと事務局が

公図と、あといろいろ確認方法の資料を持って行って現地確認するんですけども、事務局の私の方がちょっと場所を間違っております、23 ページは無視をしていたでいて構いません。

その代わり、皆さんに本日手元にお配りしております、差し替えといいましょうか訂正分の現況の写真を、皆さんお手元をお願いします。

訂正分としまして、現地の写真がこちらの倉庫の本当の一画になります。面積も 3.3 m<sup>2</sup>ですので、坪数でいくともう 1 坪ぐらいですね。わずかな土地となっております。

当然こちらも街中で、農用区域には入っておりません。当然、農地としても使っておりませんので、利用権の設定もございません。

今回、うちの会長さんが担当エリアだったので、ご本人さんの聞き取りの調査のときに場所が間違うちょういうことで、今回差し替えをさせていただきましたので、事務局からは以上です。

議 長

今、事務局の方より説明がありました。

担当委員は私でございます、本人に確認に行きましたところ、これは場所が違うということ。

資料を見せましたら、司法書士さんはちゃんとしたものを出しちょうということで、うちの事務局の方が間違うちょうということで、急きよこの写真を頂きまして、訂正をせよということで。

先のこの議案書のところは空き地になっておりますが、本当はこの小屋の一部、一画。小屋のところは宅地になっちょうそうですが、この一画が農地として残っちょうたというたらこの一画だけ、3.3 m<sup>2</sup>ですけれど、これを非農地証明ということで願いが出たがですけれど。

本人に確認をしましたら、もうずっと前からここは宅地で、これはもうずっと前から建っちょうと。私も、ここら辺りに畑があったと、その農地があったという記憶はございません。もうここはずっと、辺りずっと家でしたん、そんな農地が残っちょうということは分からなかったがですけれど、本人がそういうことで、今度これを非農地にして、親戚の者がこれを使うのにニラを作ってますが、その人が使うのでぜひこれを許可してくださいということで出てきました。

よろしくお願ひしたいと思ひます。

そういうことですが、この件につきまして何か意見ある方、挙手をお願いします。質疑、ないですかね。

〇〇委員

これ、おんなじ場所これ？

議 長

いやいや、その先の。この議案書では別なとこです。

ほんで、後からを配った一枚ものの、小屋がありますが、小屋のこの一面に赤線を引いております。点線で。そこです。場所が間違うちょったがです。

ほんで、これは今の司法書士さんと本人にも確認して、間違うちょういうことで訂正をして、今回この一枚もので出したがです。これが本当です。

何かほかにありますかね、質疑。

自分で見える限りでも、もう農地ではないということで判断をしておりますが、何か。

(意見等なし)

なければ承認を受けたいと思います。いいですかね。

(異議なしの声あり)

それでは、非農地証明願の 2 番につきまして承認をされます方、挙手をお願いします。

挙手全員でございます。

非農地証明願 2 番につきましても承認をされました。

続きまして、議案第 3 号、形状変更に関する届出の報告ということで 1 件出ております。

事務局より説明をお願いします。

#### 事務局

それでは、最後になります。1 ページをご覧ください。

議案第 3 号、形状変届が今回、1 件出てきております。

届出人が、〇〇〇〇さん。

願出地としまして、黒潮町奥湊川城ノ下 2535 番 1、田 22 m<sup>2</sup>。同じく、字城ノ下 2542 番 1、田 88 m<sup>2</sup>。同じく、字城ノ下 2543 番 1、田 114 m<sup>2</sup>。同じく、字城ノ下 2544 番 1、田 47 m<sup>2</sup>。

理由としましては、町道拡幅工事により残地をかき上げして利用したい、ということとなっております。

資料は 24 ページ以降をご覧ください。

24 ページに、航空写真での位置図を表示させております。

奥湊川地区の旧湊川小学校をまだ奥の方に行きますと、申請地今回の 4 筆の所になります。

25 ページが住宅地図となっております。

26 ページが、拡大での詳細な航空機写真での位置図、図面となっております。

27 ページが公図となっております。

それと 28 ページが、ちょっと薄くて見えにくいかもしれませんが、奥湊川地区はもうだいたい前から町道の湊川線拡幅の改良工事を行っておりまして、今回、この工

事で今回の申請届出人の〇〇〇〇さんの田んぼの方を一部、拡幅工事で道路の広がるという所で田んぼ買収されたということで。残りの部の田んぼの方がですね、そこをかさ上げをして、上の自分の田んぼと併せてもう 1 筆の白い田んぼとして使いたいということでの形状変更になっております。

事務局の方からは、担当の土木の方の係から以前からちょっとお話は来ておりまして。

現場の方は、最後の写真を見ていただきましたらもう丁張りも打って、工事の方が現場は動いております。土木の係から以前から話は来ておりましたが、〇〇〇〇さん本人から形状変更の届け出が少しお時間がかかってたので今回の報告となりました。

事務局からは以上です。

議 長

今、事務局の方より説明がありました。

担当委員さんの方で補足説明あれば、お願いします。

〇〇委員

自分の方ですが。

事務局の方の説明どおりです。引き続いて田んぼに適用したいということでありますので、よろしく願いいたします。

議 長

事務局の報告のとおりということでございますが。

何かこの件につきまして質疑・質問等ある方、挙手をお願いします。

(質疑等なし)

どっちを道に取られるがぜ、これは。

事務局

29 ページの最後のページの写真を見ていただきまして、事務局のこの写真の撮り方が下側・右側の方から山奥の方へ向いて撮っております。

今回、この田んぼで点線でいつものように括っている所の左下に、ちょうど町道が一部見えてますけれども、その田んぼの、もうほぼ現場が削り取られておりますので、先ほど説明した丁張りといって、土木でこう配でこればあ切り取ますよという木が若干見えるとは思いますが。矢印の番号で①と②の矢印をずうっと田んぼの方に下りていったら、矢印でここですよという所のちょっと左側に斜めに上がった丁張りの板が見えると思います。

これを追わえて下まで行くと、こう配でいくと確か図面を見ると五分できてますので、これがもう 28 ページの図面を見ていただきましたら、恐らくブロック積みになるとは思いますけれども、今の丁張りをずっと下って行った所が広がる道路がこればあになりますという所がちょっと 28 ページで何となく分かると思います。

ですので、現場の写真はもうほぼカット、削り取られていますね。

議 長

道が見えちよらんけんどうも分かりにくいがやけど。

事務局

結局、最後のその現況の写真が今ある田んぼの上に、もう盛り土、土が乗かって、それこそ右側のひと段高い田んぼと合わせて1つの狭地というか、そういった平らな田んぼで利用したいということですね。

〇〇委員

これ、今までやったら4筆よね。4筆やけんど、この地籍番号なんかはやっぱり別々になる？1枚にしても。

事務局

そうですね。恐らく、もう今回枝番が1番付いてますんで。

結局、今度土を盛りますよね。で、現況は1筆に見えますけど当然、法務局で公図取ったら、言うたらもう登記上、小さいですけどもうそれぞれが4筆の土地が上へ乗かって、結局お隣さんの上の段と合わせた。まあ上が何筆あるか分かりませんが、4筆以上に分かれる状況になります。

〇〇委員

こんながを1筆にしたら、今度、登記らあするにも安いやいか。

事務局

それはもう、登記する方の考えやないでしょうかね。

通常で考えたらもう、今4筆ありますよね。で、土入れますよね。上とフラットにしますよね。そしたらもう、ええわ、この際やったらもう4筆と、上にひよっと1筆あったら5筆になるけん、もう面倒くさいけん5筆という方向で1筆として、また法務局に登記手続きする場合も当然ありますんで。

そこはもう申請された方がどうされるか。そのままに5筆以上にしちよくのか、1筆にもう5筆で一つの土地にしちよった方がええかというところもあるので。

〇〇委員

まあ、本人次第という。

事務局

そうですね。

議 長

本人が法務局へ届け出るかどうか、そこらあたりよね。

いいですかね。

伊芸委員

はい。

議 長

特にないようでしたら、形状変更届の願いですが、この件につきまして承認を受けたいと思います。

承認されます方、挙手をお願いします。

挙手全員でございます。

形状変更届出願も承認をされました。

議案が終わりましたので、いったん記録を止めたいと思います。

(午後 2 時 42 分終了)